

<p>十 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第二十八条第一項の規定に基づく個人番号カードの再交付（再交付がやむを得ないものとして区規則で定める場合を除く。）</p>	
(略)	
(略)	
(略)	

<p>十一 省令第二十八条第一項の規定に基づく個人番号カードの再交付（再交付がやむを得ないものとして区規則で定める場合を除く。）</p>	<p>という。）第十一条第三項の規定に基づく通知カードの再交付（再交付がやむを得ないものとして区規則で定める場合を除く。）</p>
(略)	
(略)	
(略)	

付則

この条例は、公布の日から施行する。